

◆幼児教育・保育の無償化に関する一覧表

施設・事業	無償化の内容			申請先	問合せ
	0～2歳児	満3歳児(※7)	3～5歳児		
保育所、認定こども園	市民税非課税世帯のみ 利用料無償			申請不要	保育課
地域型保育(事業所内保育、家庭的保育)					障害福祉課
就学前の障害児の発達支援※1					保育課
新制度幼稚園※2	利用料無償				学校教育課
新制度に移行していない幼稚園※3	月額25,700円まで利用料無償			幼稚園	学校教育課
預かり保育※4	新制度に移行していない幼稚園※3 (保育の必要性有の場合のみ)	市民税非課税世帯のみ 月額16,300円まで利用料無償	月額11,300円まで利用料無償	幼稚園	学校教育課
				子育て支援課	
一時預かり※4※5 ファミリーサポートセンター※4※5 (保育の必要性有の場合のみ)	複数利用可	市民税非課税世帯のみ 月額合計42,000円まで 利用料無償	月額合計37,000円まで 利用料無償	子育て支援課	
認可外保育施設※4※5※6 病児保育※4※5 (保育の必要性有の場合のみ)				保育課	

- ※1 市民税非課税世帯のお子さんが、児童発達支援事業所を利用している場合は、既に利用料は無償となっています。保育所、認定こども園、幼稚園と児童発達支援事業所の両方を利用する場合は、どちらも無償化の対象です。
- ※2 新制度幼稚園…本庄すみれ幼稚園
- ※3 新制度に移行していない幼稚園…本庄旭幼稚園、本庄西幼稚園、本庄東幼稚園、本庄青葉幼稚園、若泉幼稚園
- ※4 無償化給付の方法は、償還払い(いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける)です。
- ※5 認可保育所に入ることができないお子さんに対する代替的な措置として利用した場合に限ります。
- ※6 認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限り(ただし、5年間の経過措置あり)。
- ※7 満3歳児とは、3歳になってから最初の3月31日までの間のお子さんです。

★保育課 ☎25-1128、学校教育課 ☎25-1183、子育て支援課 ☎25-1143、障害福祉課 ☎25-1125



幼稚園の運動会を見学してみませんか

★学校教育課 ☎25-1149
保育課 ☎25-1128

幼稚園名	開催日	時間	場所(雨天等の場合)	連絡先
本庄すみれ幼稚園	10月5日(土)	午前8時30分～午後1時	本庄総合公園多目的グラウンド (10月7日(月)に延期)	☎22-4623
本庄西幼稚園	10月5日(土)	午前9時～午後2時	若泉公園第一グラウンド (本庄東小学校体育館で午前中に実施)	☎22-2412
本庄東幼稚園				☎22-2937
本庄青葉幼稚園	10月13日(日)	午前8時30分～正午	本庄東高等学校附属中学校グラウンド (10月14日(祝)に延期)	☎24-3510
本庄旭幼稚園	10月13日(日)	午前9時～午後2時	本庄旭幼稚園(10月14日(祝)に延期)	☎24-3626
若泉幼稚園	10月20日(日)	午前9時～午後2時	若泉幼稚園(10月21日(月)に延期)	☎21-5265



10月より幼児教育・保育の無償化が始まります。対象となるのは、左頁一覧表の施設や事業を利用しているお子さんで、年齢、保育の必要性(就労により保育ができない等)、世帯の状況、利用している施設や事業などにより、無償化の内容が異なります。

なお、保育所、認定こども園(預かり保育は除く)、地域型保育、就学前の発達支援事業所、新制度幼稚園(預り保育は除く)に入所しているお子さんは、無償化に係る申請は必要ありません。

無償化に係る手続きが必要な方

新制度に移行していない幼稚園、預かり

り保育、一時預かり、ファミリーサポートセンター、認可外保育施設、病児保育を利用されているお子さんは、左頁一覧表の申請先で、教育・保育認定又は施設等利用給付認定の手続きを行ってください。

◆申請書類の配布

9月より、お問い合わせ先の各課、支所市民福祉課係で係で申請書類を配布します。また、市ホームページからダウンロードできます。

なお、新制度に移行していない幼稚園については、各幼稚園で申請書を配布しています。

無償化後の給食費について

無償化に伴い、保育所・認定こども園・幼稚園を利用しているお子さんの給食費は、主食費に加え副食費が実費徴収となり、保護者が施設に直接支払っていただくこととなります。

なお、副食費については所得等に応じて免除(又は補助)される制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

無償化後の延長保育料について

延長保育料は、これまでどおり保護者が直接、施設にお支払いください。



幼児教育・保育の無償化が始まります